

第6章 指導、勧告等の実施

1. 耐震改修促進法による指導等の実施

- 国の基本方針では、「県等の所管行政庁*は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努め、また、指導に従わない者については同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、指示にも従わない者については、同条第3項の規定に基づき、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。」としています。
- 県等の所管行政庁は、庁舎・学校・病院・社会福祉施設など災害時に重要な機能を果たしたり、多数の者が利用している建築物を優先的に指導、助言を行うことで耐震化を促進します。
- 特定既存耐震不適格建築物以外については、啓発・普及活動の中で適切な指示・助言を実施します。

表 6-1 耐震改修促進法による特定既存耐震不適格建築物に係る指導等

区分	法の内容	方法
特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力 (法第14条)	特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断*を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修*を行うよう努めなければならない。	
指導・助言 (法第15条第1項)	所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断等実施の啓発文書の送付 ・特定既存耐震不適格建築物の所有者を対象とした耐震診断、耐震改修の必要性の説明会開催 ・耐震診断等の相談受付
指示 (法第15条第2項)	所管行政庁は、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施すべき具体的な事項を明示した指示書の交付
公表 (法第15条第3項)	所管行政庁は、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、指示に従わない場合はその旨を公表することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の方法等については検討中

2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- 耐震改修促進法に基づく指示等を行ったにもかかわらず、必要な対策をとらなかった場合には、県等の特定行政庁*は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高いとされた建築物（構造耐震指標 I_s 値*が0.3未満の建築物）については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、今後劣化が進み著しく危険性が高くなるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。
- 県等の特定行政庁は、公表を行ったにもかかわらず耐震改修*等を行わない場合は、建築基準法第10条第1項及び第2項に基づく勧告・命令の実施についての基準、方法を明確にし、これらの手続きに基づき勧告・命令を確実に行うことで耐震化を促進します。

表 6-2 建築基準法による勧告又は命令

公表を行ったにもかかわらず建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合	
勧告 (建築基準法 第10条第1項)	特定行政庁は、(中略) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
命令 (建築基準法 第10条第2項)	特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
命令 (建築基準法 第10条第3項)	前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

3. 所管行政庁*との連携

- 県は、所管行政庁・特定行政庁と連携して、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表及び建築基準法に基づく勧告、命令の基準、手続きについて設定し、的確に実施し、耐震化の促進を図ります。